

空家法改正に伴う「鈴鹿市空家等対策計画」 の改定時期の変更について

1 空家等対策計画推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

日付	内容
令和5年3月3日	改正法案の閣議決定
	衆議院議案受理
令和5年5月12日	衆議院審議終了 可決（全会一致）
令和5年6月7日	参議院審議終了 可決（賛成多数）
令和5年6月14日	公布
令和5年●月●月	施行（公布日から6カ月以内）

2 現時点における計画改定スケジュール

日付	内容
令和5年8月	令和5年度第1回協議会にて 改定素案 の中間報告
令和5年10月	令和5年度第2回協議会にて 素案 の報告
令和5年12月	パブリックコメント
令和6年1月	令和5年度第3回協議会にて 最終案 の確認
令和6年3月	計画公表

3 現計画の改定に係る課題

(1) 空家法の改正

上記のとおり改正空家法が年内に施行される予定であるが、国から改正内容の詳細についての具体的な情報提供が無く、鈴鹿市においては令和5年度の計画改定に向けて作業を進めているものの、現時点における計画改定スケジュールでは、改正空家法の内容を反映した計画策定が困難である。

(2) 空家等対策協議会

令和5年度の空家等対策計画の改定に向けて、空家等対策協議会を今年度まで開催する予定であるが、令和5年度に一旦計画改定しても、改正内容を反映するために、改めて協議会を開催し計画の変更並びに実施に関する協議の場を設ける必要がある。

そのため、空家法の改正内容を計画に反映するために、再度協議会を開催することとなり、改正空家法に応じた取組の実施も遅れる。

4 空家法改正に伴う取組について

(1) 活用促進区域の設定（接道規制，用途規制の合理化）

令和4年度鈴鹿市空家等実態調査の結果から，鈴鹿市内全ての地区で空き家等候補件数が増加し，その中でも空き家率が飛びぬけて高い値を示している神戸地区を活用促進区域の設定について検討している。

神戸地区における空き家の発生件数については，原因究明のため，現在，実態調査結果データを基に，住宅政策課にて再調査実施中（接道，隣家近接状況）している。

また，活用促進区域の設定については，庁内関係部署内でのワーキング等で協議を進めた上で，空家等対策協議会でも意見聴取を行いたい。

(2) 管理不全空き家等への指導・勧告措置

地域住民の生活環境に影響する特定空家等の未然防止，管理不全空き家等の解消のため，管理不全空き家等への指導・勧告措置を実施し空き家対策の強化を図りたい。

現計画には特定空家等への対処，措置の範囲を記載しており，管理不全空き家等への措置を進めていくため，空家法改正における指導・勧告措置の対象となる管理不全空き家等の定義を確認した後，鈴鹿市の特定空家等判定基準表を基に管理不全空き家等の範囲設定し，協議会に意見を求めたい。

5 改定時期の変更案

上記，空家法改正に伴う計画改定に係る課題解決及空家法改正に応じた取組を進めるために，空家等対策計画の改定時期の変更を行いたい。

(1) 目的

空家法改正の内容を反映した空家等対策計画の改定を行い，改正内容に応じた空き家等対策を行うため。

(2) 変更案

●空家等対策計画の改定時期の変更

平成29年3月に策定した「鈴鹿市空家等対策計画」の満了期間を令和5年度から令和6年度まで延長（1年間延長）し，計画改定時期を遅らせたい。

●現計画の成果指標

成果指標は，現時点で目標達成しているが，延長に伴い成果指標の再設定を行う。

(3) 次期計画期間

●次期計画の改定時期・計画期間

改定時期 令和6年度

計画期間 令和7年度～令和13年度まで

(参考1) 延長する場合の空家等対策計画改定に向けたスケジュール案

※法改正の進捗状況に併せて開催時期を調整する。

日付	年月	内容
令和5年度	令和5年 年度内	令和5年度第2回協議会にて 改定素案の中間報告
令和6年度	令和6年●月	令和6年度第1回協議会にて素案の報告
	令和6年●月	パブリックコメント
	令和6年●月	令和6年度第2回協議会にて 最終案の確認
	令和7年3月	計画公表

(参考2) 計画改定スケジュールイメージ

(当初)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画	<p>第1次計画</p> <p>今年度上半期には計画内容を作成する必要がある。</p>	<p>第2次計画</p> <p>令和5年度に改正空家法が施行されるが、改正内容に対応しない計画となってしまう。 ⇒改正内容に応じた取組が出来ない恐れあり。</p>	
協議会	<p>現協議会 任期 令和4～5年度</p>	<p>改正空家法に対応するためには 再度協議会を開催する意見聴収等を行う必要がある。</p>	
空家法改正	<p>6月14日公付</p>	<p>●月●日施行</p>	
空家法改正 ガイドライン等	<p>●月※現時点では不明確 制度詳細・ガイドラインの提供</p>		

(変更案)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画	<p>第1次計画 1年間延長</p>	<p>第2次計画</p> <p>法改正に対応した計画改定が可能 改正内容に応じた取組の実施が可能</p>	
協議会	<p>現協議会任期 令和4～5年度</p>	<p>任期 令和6年度まで延長</p>	
空家法改正	<p>6月14日公付</p>	<p>●月●日施行</p>	
空家法改正 ガイドライン等	<p>●月※現時点では不明確 制度概要等 ガイドラインの提供</p>		